

岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 鳥獣による農林水産物の被害防止を図るため、予算の範囲内において補助金及び奨励金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号。以下「国交付要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号。以下「国実施要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号。以下「国実施要領」という。）、岡山県農林水産業統合補助金交付要綱（平成19年3月22日農企第530号）、有害獣捕獲強化対策事業実施要領（平成30年4月1日鳥獣対第3号。以下「捕獲強化実施要領」という。）、有害鳥獣駆除班活動奨励事業実施要領（平成29年3月31日鳥獣対第218号。以下「駆除班実施要領」という。）及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の名称、補助及び奨励（以下「補助」という。）の目的、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業要件は、別表に掲げるとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、補助事業者としないことができる。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表補助金の名称の欄に掲げる補助金の名称における同一事業につき、同一事業者に対し、同一年度内に1回までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助金については、それらに定める回数とする。

(1) 有害鳥獣捕獲奨励金 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス及びカモ（岡山市が委任を受けている捕獲許可の対象鳥獣に含まれるものに限る。以下同じ。）ごとに同一年度内に2回

(2) 捕獲促進奨励金 イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、カワウ、カラス及びカモごとに同一年度内に1回

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

(補助金額)

第7条 補助金額は別表の補助金の名称の欄に掲げる補助金の区分に応じ、補助対象経費の合計額に同表補助率欄に掲げる補助率を乗じて得た額で、同表の補助限度額欄に掲げる額を上限として、市長が定める額とする。ただし、有害鳥獣捕獲奨励金及び捕獲促進奨励金については、次に掲げる鳥獣の種類ごとに当該各号に定める額を捕獲頭数に乘じて得た額を上限として、市長が定める額とする。

鳥獣名	有害鳥獣捕獲奨励金		捕獲促進奨励金
	捕獲個体の処理	上限単価 (円／頭・羽)	上限単価 (円／頭・羽)
イノシシ、ニホンジカ（成獣）	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	21,000	6,000
	埋設・焼却処分を行い書類確認した場合	17,000	
イノシシ、ニホンジカ（幼獣）		11,000	6,000
ヌートリア、ハクビシン、アライグマ、アナグマ		3,000	2,000
カワウ、カラス、カモ		1,000	800

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、有害鳥獣捕獲奨励金、捕獲促進奨励金及び捕獲活動推進対策補助金については、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請に係る添付書類）

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のいずれかとする。ただし、別表の補助事業者欄に掲げる町内会及び捕獲活動に従事した駆除班並びに第5条第1項ただし書の規定による補助金の追加交付の申請をしようとする者については、それらの書類の提出は要しない。

（1）市税を完納していることを証明できる書類

（2）同意書（別記様式）

2 有害鳥獣捕獲奨励金及び捕獲促進奨励金については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく適法捕獲者であることを証する書類の提出を要する。

第9条 規則第5条第1項第1号から3号に規定する事業計画書、補助事業等に係る経費の収支予算書及び補助事業等に係る前年度決算書は要しない。

（交付決定前の着手）

第10条 補助金の交付決定前の事業着手については、事業の内容及び実施時期を勘案して適当と判断される場合に限り、これを認めることとする。

（状況報告の免除）

第11条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

（着手及び完了届の免除）

第12条 有害鳥獣捕獲奨励金、捕獲促進奨励金、有害鳥獣駆除班活動奨励金及び捕獲活動推進対策補助金については、規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月20日 岡農水第1522号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年5月29日 岡農水第341号）

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年11月13日 岡農水第1048号）

この要綱は、平成27年11月15日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年2月4日 岡農水第1377号）

この要綱は、平成２８年２月４日から施行し、平成２７年度分の補助金から適用する。

附 則（平成２８年３月１６日 岡農水第１６３７号）

この要綱は、平成２８年３月１６日から施行し、平成２８年度分の補助金から適用する。
平成２７年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成３０年４月１日 岡農水第７７号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日 岡農水第５０号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１２月２３日 岡農水第１０８１号）

この要綱は、令和元年１２月２３日から施行する。

附 則（令和３年３月２２日 岡農水第１１８０号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年７月１５日 岡農水第３４２号）

この要綱は、令和３年７月１５日から施行する。

附 則（令和４年４月１日 岡農水第５４１号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２６日 岡農水第１０４７号）

この要綱は、令和７年４月１日から 施行する。

附 則（令和８年４月１日 岡農水第９７３号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条、第７条関係）

補助金 の名称	補助の 目的	補助 事業者	補助事業 者の条件	補助 事業	補助事業 要件	補助 対象経費	補助率	補助 限度額	補助金 申請時期
有害鳥獣 捕獲奨励 金	有害鳥獣 の捕獲に よる農林 水産物の 被害防止	捕獲者 （個人 又は団 体）	市内にお いて鳥獣 の保護及 び管理並 びに狩猟 の適正化 に関する 法律に基 づく適法 捕獲者	イノシ シ、ニホ ンジカ、 ヌートリ ア、ハク ビシン、 アライグ マ、アナ グマ、カ ワウ、カ ラス及び カモの有 害捕獲	市内で有害 捕獲した鳥 獣であるこ と。	—	—	第７条第 １項に定 める額	１回目 ８月 ３１日ま で ２回目 ２月 ２８日ま で

捕獲促進 奨励金	狩猟捕獲 による農 林水産物 の被害防 止	狩猟者 (個人 又は団 体)	市内にお いて鳥獣 の保護及 び管理並 びに狩猟 の適正化 に関する 法律に基 づく適法 捕獲者	イノシ シ、ニホ ンジカ、 ヌートリ ア、ハク ビシン、 アライグ マ、アナ グマ、カ ワウ、カ ラス及び カモの狩 猟による 捕獲	市内で猟期 に狩猟によ り捕獲した 鳥獣（鳥獣 保護法第1 1条に基づ く狩猟に限 る）である こと。	—	—	第7条第 1項に定 める額	3月 21日ま で
有害鳥獣 駆除班活 動奨励金 1 活動費 2 体制 整備費	有害鳥獣 の捕獲に よる農林 水産物の 被害防止	1 捕獲 活動に従 事した駆 除班 2 捕獲 活動に従 事した駆 除班又は 猟友会各 分会	1 市内に おいて岡 山県岡山 地区猟友 会各分会 により編 成された 駆除班で 延70人 以上出動 した班 2 市内に おける岡 山県岡山 地区猟友 会各分会 及び各分 会により 編成され た駆除班	有害鳥 獣の捕 獲活動	市内にお いて「鳥獣 捕獲許可等 事務処理要 領」（昭和 59年自保第 307号）に規 定する有害 鳥獣の駆除 活動である こと。	1 「駆除 班実施要 領」別表 及び駆除 班の編制 その他活 動に要す る経費 2 駆除班 の臨時的 な体制整 備に要す る経費	1 県費分 について は「駆除 班実施要 領」別表 及び活動 実績によ る。市費 分につい ては定額 2 事業に 係る経費	1 県費分 について は一駆除 班につき 上限 95,000 円市費に ついては、 予算の範 囲内 2 予算の 範囲内	1 3月 15日ま で 2 随時
有害獣捕 獲柵補助 金	有害獣の 捕獲によ る農作物 等の被害 防止	町内会 又は猟友 会等	市内の町 内会又は 猟友会等	有害獣 の捕獲 柵を購 入して 行う事 業	市内にお いてイノシ シ、ニホン ジカ又はカ ラスを確 実に捕獲 できると認 められる柵 を購入す ること。	捕獲柵購 入に係る 費用。た だし、運 搬費・人 件費等は 含まない。	2/3	一基当 たり12 6,000 円	随時

捕獲活動 推進対策 補助金	狩猟免許 の取得を 促進し、 有害獣の 捕獲強化 を推進す る。	岡山市 内の岡山 県岡山地 区猟友会 各分会	岡山市内 の岡山県 岡山地区 猟友会各 分会で新 規に狩猟 免許を取 得した者 及び新規 に銃所持 許可を取 得した者 がいる分 会	狩猟免 許取得 を推進 する事 業	岡山市内に 居所を置く 者で、狩猟 免許（第1 種銃猟、第 2種銃猟、 わな猟）を 新たに取得 し、猟友会 に入会した 会員及び新 規に銃所持 許可を取得 した者がい ること。	「有害獣 捕獲強化 対策事業 実施要 領」別表 中「3 新規狩猟 免許申請 手数料等 助成」及 び「4 銃所持許 可申請手 数料等助 成」の定 める経費	—	—	2月 28日ま で
対策協議 会活動補 助金	鳥獣によ る農林水 産業等に 係る被害 の軽減に 資すること。 と。	岡山市 地域鳥 獣被害 防止対 策協議 会	鳥獣被害 防止総合 対策交付 金実施要 領に定め る協議会	対策協議 会の被害 防止等に 資する活 動	岡山市鳥獣 被害防止計 画に基づき 総合的かつ 計画的に実 施すること。 と。	対象事業 の実施に 係る経費 （国・県 の補助を 受けた場 合はその 経費を除 く。）	定額 （ただ し、協議 会構成団 体は、こ の限りで ない。）	—	2月 28日ま で

※ただし、補助金申請時期が休日に当たるときは、岡山市の休日を定める条例第2条の規定を準用するものとする。

様式第1号(第8条関係)

同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)第5条第1項の規定に基づく補助金交付申請にあたり、下記のとおり市税納付状況の確認を受けること又は担当課が市税の滞納無証明を取得することに同意します。また、市税に滞納がある場合、岡山市鳥獣被害対策関係事業補助金等交付要綱別表補助金の名称欄に定める補助事業に係る補助金の交付決定を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業の目的及び内容			
同意者 (上記同意内容及び誓約 内容に異議なき場合は署名又は記名押印すること。法人は、法人名の入った法人印又は代表者印を押印すること。)	住 所 (所在地)	氏 名 (法人名)	印
※担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと。